

**堺市土木系工事
総合評価落札方式ガイドライン
(令和7年度版)**

目 次

1	はじめに	1
	(1)総合評価落札方式とは	1
	(2)落札者の決定方法	1
	(3)総合評価落札方式の適用対象工事	2
2	総合評価落札方式のタイプ	3
	(1)特別簡易型(Ⅰ型)	3
	(2)簡易型	3
	(3)標準型	3
	(4)高度技術提案型	3
3	各タイプにおける評価項目	4
4	基本となる配点及び評価方法	6
5	実施スケジュール	10
6	具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例	12
	(1)簡易型における審査・評価	12
	(2)特別簡易型(Ⅰ型)における審査・評価	16
7	情報公開	20
	(1)入札前	20
	(2)落札者決定後	20
8	その他の基本的事項	21
	(1)中立かつ公正な審査・評価の確保	21
	(2)説明要求等の対応	21
	(3)評価内容の担保	22

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則〈抜粋〉

1 はじめに

現在、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中で企業間における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。これにより、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、平成17年4月に公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されました。この品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組として、総合評価落札方式の適用が示されています。

本市においても、平成19年度から総合評価落札方式を試行し、その試行結果や入札監視等委員会での様々な意見等を踏まえ、評価項目や得点配分等の検証及び見直しを行い、平成21年度から本格的に総合評価落札方式を実施しています。

本ガイドラインは、令和7年度の本市発注工事（堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会の審査対象工事に限る。）における総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

（1）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工物品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（2）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者は特別簡易型の場合は「自己採点表」を提出し、簡易型の場合は「技術資料及び簡易な施工計画」を提出することとし、あらかじめ設定した評価基準に基づく点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札金額で除した数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札候補者とします。（除算方式）

ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る場合は、以下のとおり入札金額が低いほど評価値も低くなります。

【入札金額が調査基準価格以上の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 100,000,000

【入札金額が調査基準価格未満の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 〔調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)〕 × 100,000,000

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※標準点は100点とし、各工事に応じて簡易型では10～29.5点、特別簡易型（I型）では8.5～19.5点を加算点とします。

特別簡易型の場合は、落札候補者に対して、自己採点表の根拠資料である施工能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、審査を行います。

自己採点が過大であった場合は、当該評価項目の評価点を正しい点数に修正したものを評価点として扱います。自己採点が過少であった場合は、自己採点をそのまま評価点として扱います。

審査の結果、落札候補者の自己採点の内容が正しい場合は、その落札候補者を落札者とします。

また、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動しない場合についても、その落札候補者を落札者とします。

一方、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動した場合は、その落札候補者を落札者とせず、次に評価値が高い入札参加者を落札候補者として、審査を行います。

なお、自己採点表等の技術資料に虚偽記載があった場合は、入札参加停止等の措置を講じる可能性があります。

（3）総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、原則として低入札価格調査制度の対象工事とします。

これは、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する工事での総合評価落札方式の適用を認めていないためです。また、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があります。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事については、総合評価落札方式の適用及び評価項目の設定については、本ガイドラインによらず、発注案件ごとに定めるものとします。

2 総合評価落札方式のタイプ

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つのタイプが提示されています。

本市においては、工事の内容等を考慮して、主に特別簡易型（I型）と簡易型のいずれかを実施します。

（1）特別簡易型（I型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型（I型）では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等」に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（2）簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（3）標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

（4）高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目		タイプ		
			特別簡易型 (I型)	簡易型	(参考) 標準型
技術提案	工事ごとに3項目程度設定		×	×	●
簡易な施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見		×	●	×
	品質管理に係わる技術的所見		×	●	×
	施工上の課題に対する技術的所見		×	●	×
	安全管理に留意すべき事項		×	●	×
	施工上配慮すべき事項		×	●	×
	工程表		×	●	×
企業の施工能力 (※2)	工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●
	優良建設工事施工者表彰 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●
	I S O等の認証取得 (本市契約先に限る。)		●	●	●
	安全対策の取組 (建設業労働災害防止協会への加入)		●	●	●
	I C T活用工事の実績		●	●	●
配置予定技術者の能力 (※2)	ず①入れ又札かは参を②加選の者択いが	①配置予定技術者の施工経験	●	●	●
		②配置予定技術者の工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)	●	●	●
地域貢献度・社会貢献度等 (※2)	地理的条件 (市内業者に限る。)		●	●	●
	障害者の雇用		●	●	●
	防災協定に基づく活動 (本市との防災協定の締結等)		●	●	●
	建設機械の保有 (市内営業所での保有に限る。)		●	●	●
	刑務所出所者等の雇用等		●	●	●
	ワーク・ライフ・バランス等推進の取組		●	●	●
	若手技術者及び女性技術者の活用		●	●	●
	建設キャリアアップシステムの活用		●	●	●
	市内下請の活用		●	●	●
	資材の市内調達		●	●	●

履行義務違反 (※2)	評価内容に係る 履行義務違反	●	●	●
----------------	-------------------	---	---	---

※1 工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上設定

※2 特別簡易型（I型、）は、評価分類を自己採点の対象とする

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（簡易な施工計画、企業の施工能力等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

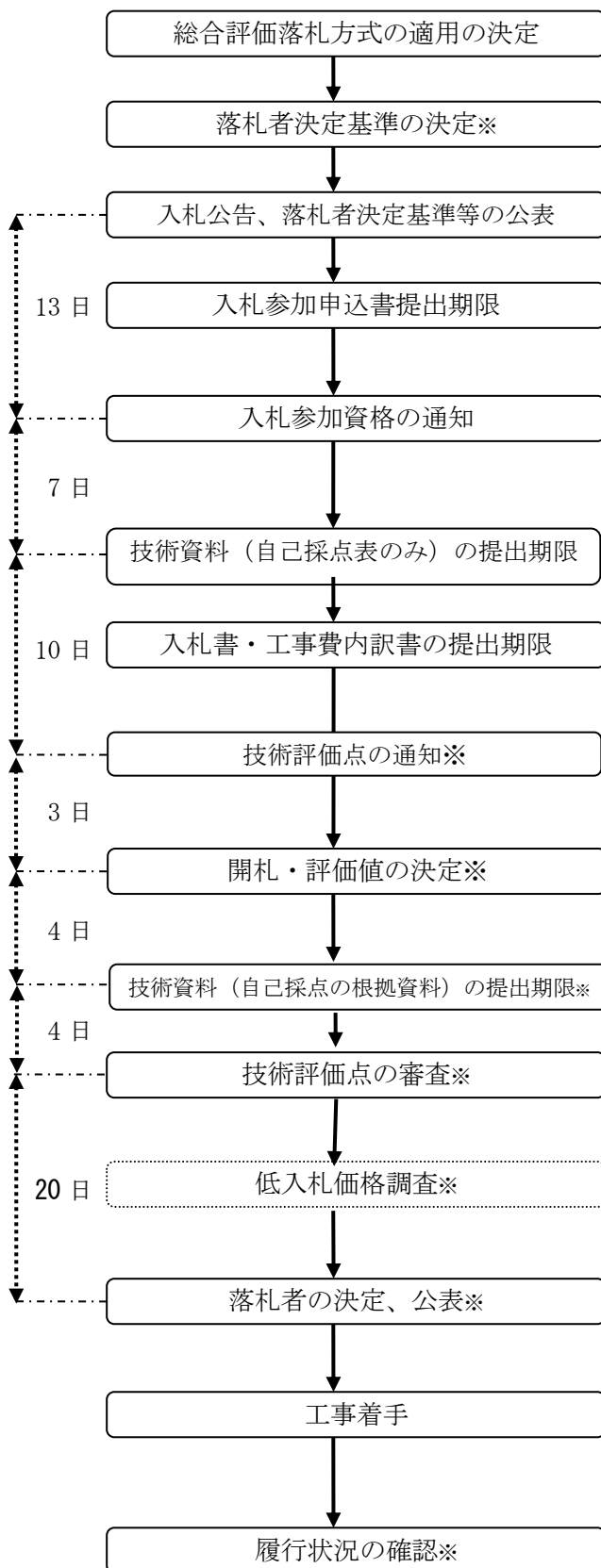
ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、工事の業種及び性質を総合的に考慮し、個々の工事の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的所見	<p>工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上を設定し、適切に配点する。 また、評価基準については、次の4段階で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。 (満点) ・概ね適切に記載されている。 (満点の半分) ・一般的な事項のみの記載となっている。 (0点) ・不適切である。(未記載を含む) (欠格) <p>※欠格の場合は、当該入札に参加することができません。</p>	10点
	品質管理に係わる 技術的所見		
	施工上の課題に対する 技術的所見		
	安全管理に留意すべき 事項		
	施工上配慮すべき事項		
	工程表		
企業の 施工能力	工事成績評定点	<p>過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※申請者が共同企業体である場合は、代表構成員、他の構成員ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、当該平均点に基づく各者の加算点（工事実績のない場合は、加算点は0点）を各々の出資比率で案分し、それら加算点を合計した点を加算点とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・78点以上 (3点) ・75点以上78点未満 (2点) ・72点以上75点未満 (1点) ・65点以上72点未満 (0点) ・60点以上65点未満 (-1点) ・60点未満 (-2点) 	3点
	優良建設工事 施工者表彰	<p>過去2年間の本市発注の同一業種における優良建設工事施工者表彰実績 ※評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とする。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分します。 ※条件を満たす表彰実績1件につき、入札公告で定められた期間ごとに1回、評価申請することができます。 ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。 ※表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている場合は、加算しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰実績がある。 (1点) ・表彰実績がない。 (0点) 	1点
			19.5点

		ISO等の認証取得 本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得 ・ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。 （ 1点） ・いずれかを取得している。 （0.5点） ・いずれも取得していない。 （ 0点）	1点
		安全対策の取組 建設業労働災害防止協会への加入 ・加入している。 （0.5点） ・加入していない。 （ 0点）	0.5点
		ICT活用工事の実績 過去1年間（令和6年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の施工実績 ・本市発注のICT活用工事の実績がある。 （1.5点） ・本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。 （ 1点） ・実績がない。 （ 0点）	1.5点
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験 過去15年間（平成22年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・5回以上 （3点） ・3回以上5回未満 （2点） ・1回以上3回未満 （1点） ・いずれにも該当しない。 （0点）	3点
		②配置予定技術者の工事成績評定点 過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・「78点以上が1件かつ75点以上が1件」 （3点） ・「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」 （2点） ・「75点以上が1件」 （1点） ・いずれにも該当しない。 （0点）	3点
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件 （市内業者に限る。） 本市入札参加有資格者としての登録期間 ・令和4年度以前から引き続き登録がある。 （0.5点） ・令和5年度以降の登録である。 （ 0点）	0.5点	

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式（特別簡易型 I 型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



※落札者決定基準を定める際には、総合評価審査庁内委員会で審査します。また、地方自治法施行令の規定に基づき、2人以上の学識経験者に意見を聴取します。

※技術評価点については、自己採点表の内容を開札前に入札参加者に通知し、疑義申立期間（土日祝を除く1日）を経た後、開札を行います。

※開札後、入札金額と技術評価点により、評価値が算出され、評価値での順位が確定します。

※落札候補者のみ提出を求めます。資料の差替えや追加提出は認めません。

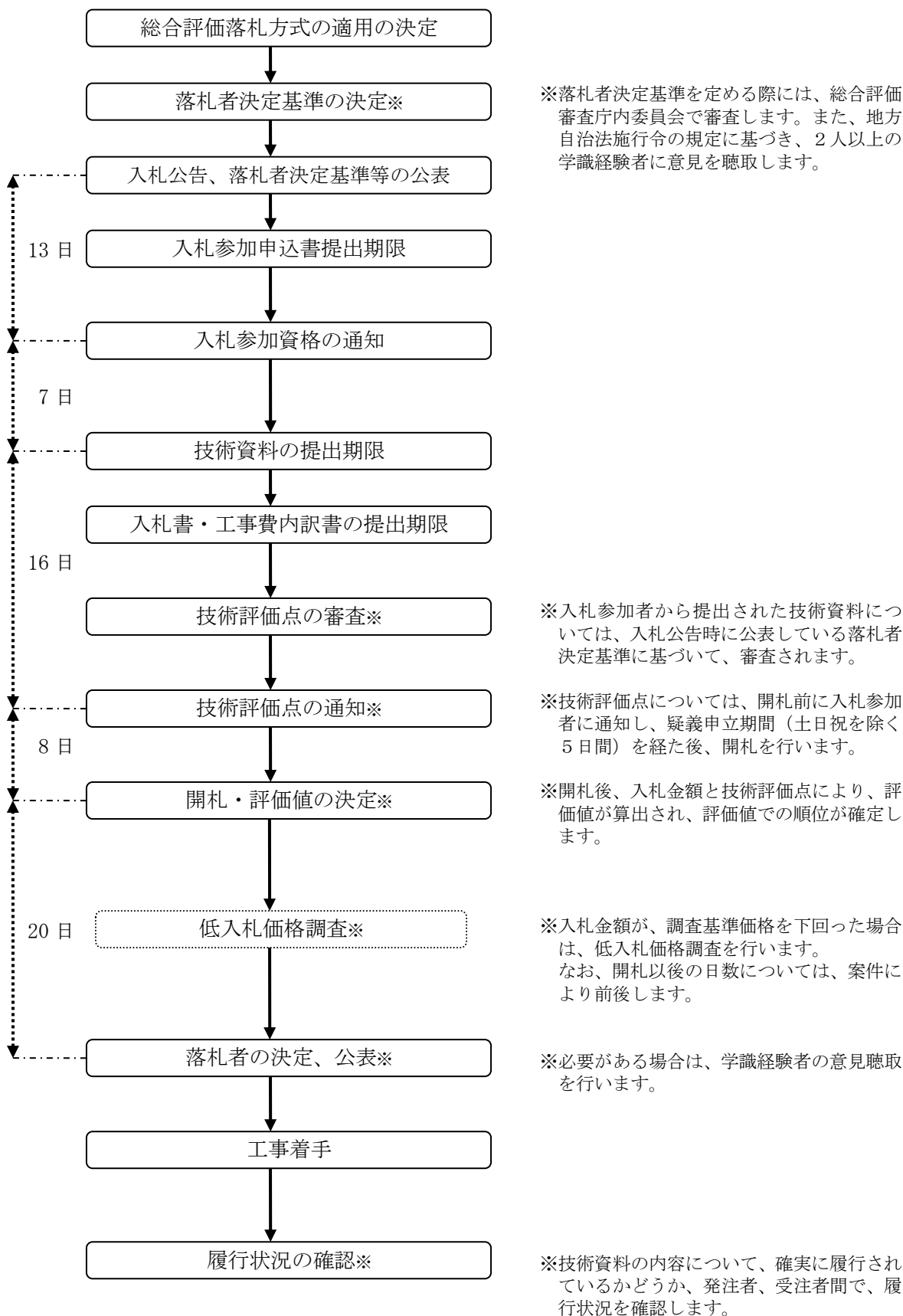
※落札候補者から提出された技術資料については、入札公告時に公表している落札者決定基準に基づいて、審査されます。

※入札金額が、調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を行います。技術評価点の審査と低入札価格調査は同時並行で行います。なお、開札以後の日数については、案件により前後します。

※必要がある場合は、学識経験者の意見聴取を行います。

※技術資料の内容について、確実に履行されているかどうか、発注者、受注者間で、履行状況を確認します。

本市における総合評価落札方式（簡易型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例

(1) 簡易型における審査・評価

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（土木工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
簡易な 施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	開削工法における施工方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	4.0
			概ね適切に記載されている。	2.0
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠格
	安全管理に留意すべき事項	施工中の安全管理の実施方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠格
	品質管理に係わる技術的所見	品質確保に係わる確認方法に配慮すべき事項の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠格
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（土木工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事实績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（土木工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0

	I S O等の認証取得	本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション2 1の認証取得	I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション2 1）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
			加入していない。	0.0
	I C T活用工事の実績	過去1年間（令和6年度以降）のI C T活用工事の施工実績	本市発注のI C T活用工事の実績がある。	1.5
			本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のI C T活用工事の実績がある。	1.0
			実績がない。	0.0
	配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験 過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（土木一式工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上
3回以上5回未満				2.0
1回以上3回未満				1.0
いずれにも該当しない。				0.0
②配置予定技術者の工事成績評定点		過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（土木工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0
			「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0
			「75点以上が1件」	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0

地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5
			令和5年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0
	防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
			締結していない。	0.0
		(2) 過去3年間（令和4年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間（令和4年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和4年度以降）における参加に限る。）	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
			保有していない。	0.0
	刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和5年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
			事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
いずれにも該当しない。			0.0	
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0	
		いずれにも該当しない。	0.0	

	若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

(2) 特別簡易型（I型）における審査・評価

特別簡易型（I型）を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。

また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に特別簡易型（I型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（舗装工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（舗装工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0
	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得	ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
			加入していない。	0.0
	ICT活用工事の実績	過去1年間（令和6年度以降）のICT活用工事の施工実績	本市発注のICT活用工事の実績がある。	1.5
			本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。	1.0
実績がない。			0.0	

配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（舗装工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
				3回以上5回未満	2.0
				1回以上3回未満	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
	②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0	
			「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0	
			「75点以上が1件」	1.0	
			いずれにも該当しない。	0.0	
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5	
			令和5年度以降の登録である。	0.0	
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0	
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0	
			いずれにも該当しない。	0.0	

防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
		締結していない。	0.0
	(2) 過去3年間(令和4年度以降)の(1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間(令和4年度以降)における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと(過去3年間(令和4年度以降)における参加に限る。)	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
建設機械の保有	市内営業所(建設業法上の営業所に限らない。)における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
		保有していない。	0.0
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況(過去2年間(令和5年度以降)における実績に限る。)	対象者の雇用実績がある。	1.0
		事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0

	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

7 情報公開

(1) 入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合は、堺市入札情報公開システムにおいて、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 落札者の技術評価点（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）
- ウ 落札者の入札金額
- エ 落札者の評価値（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）

8 その他の基本的事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会を設置し、対象工事ごとに審査を行います。

なお、総合評価審査庁内委員会の下に、必要に応じて作業部会を設置します。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則第12条の4により、以下の手続を行う際には、2人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

・落札者決定基準を定めようとするとき ※

※「簡易型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取します。

※「特別簡易型」については、原則、年度当初に定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用するものとします。

・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、2人以上から意見を聴取します。

(2) 説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く1日以内（簡易型の場合は5日以内）に、原則として書面により工事担当課において受け付け、適切な説明を行います。

(3) 評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のアからエまでの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 簡易な施工計画（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の簡易な施工計画に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 配置予定技術者に係る評価項目（「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」及び「若手技術者及び女性技術者の活用」）

配置予定技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

ウ 「障害者の雇用」及び「建設機械の保有」

技術資料の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

エ 「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」

下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

なお、契約状況は、施工完了時に下請負人通知書、施工体制台帳、契約書等で確認します。

【参考】

地方自治法施行令<抜粋>

(総合評価落札方式)

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(低入札価格調査制度による総合評価落札方式)

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(落札者決定基準)

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

(落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取)

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取)

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価一般競争入札における公告)

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則<抜粋>

(意見聴取に必要となる学識経験者数)

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。